

「固定資産現所有者申告書」 記入上の注意事項

- (1) 「固定資産現所有者申告書」の固定資産課税台帳上の所有者（被相続人）の欄には、お亡くなりになった固定資産税納税義務者の氏名、死亡した時の住民票上の住所、死亡年月日を記入ください。
- (2) 現所有者代表者（申告人）の欄には、相続人の中で、亡くなられた方の固定資産に係る固定資産税納税通知書等を受け取っていただく方の「氏名」「住所」「電話番号」「被相続人（亡くなられた方）からみた続柄」を申告人ご自身でご記入をお願いします。なお、法定相続人以外が代表者となる場合は、公正証書等により有効な遺言書等、根拠となる書類の写しを必ず添付してください。
- (3) 現所有者代表者以外の現所有者（その他相続人）の欄には、相続権を有する方全員の「氏名」「住所」「電話番号」「被相続人（亡くなられた方）からみた続柄」の記入をお願いします。なお、裏面記載欄を使用しても記入欄が足りない場合は用紙をコピーしてお使いください。
- (4) 添付書類として、以下の書類の写しを同封してください。
 - ・現所有者代表者本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など写真がある書類から1点を同封してください。※写真がある本人確認書類をお持ちでない場合は、健康保険証など写真がない書類から2点の写しを同封してください。）
- (5) 次の①から④の項目に該当する場合は、各項目に掲げる書類を添付書類として同封してください。
 - ① 遺産分割協議書が作成されている場合は、「遺産分割協議書の写し」
 - ② 亡くなられた方の公正証書等により有効な遺言書がある場合は、「遺言書の写し」
 - ③ 相続人のなかに相続放棄をされた方がいる場合は、「相続放棄申述受理証明（通知書の写し）」
 - ④ 相続人全員で相続の限定承認をされた場合は、「相続の限定承認申述受理証明（通知書の写し）」

※相続放棄及び相続の限定承認については、被相続人の最後の住所を管轄する家庭裁判所でのお手続きとなります。ただし、賦課期日（毎年1月1日）以降に相続放棄の申述が受理された場合は、当該賦課期日に係る年度分の固定資産税をお願いする場合がありますのでご了知ください。
- (6) 既に相続登記を済まされた方につきましては、被相続人欄及び相続登記の欄に相続登記した年月日を記入下さい。ただし、賦課期日（毎年1月1日）以降に相続登記があった場合は、その現所有者代表者及び代表者以外の現所有者欄の記入をお願いします。
- (7) 亡くなられた方が、未登記の家屋をお持ちであった場合は、その家屋の新たな所有者を把握するため、「未登記家屋所有者変更届」の提出が必要になりますので該当の方は課税課資産税係までご連絡下さい。